

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

No. 1

法令名	食品衛生法
根拠条項	第 54 条
処分の概要	廃棄処分、営業者への必要な処置命令
法令の定め	第 54 条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項の規定に違反した場合又は、第 8 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。
処分基準	法令に定める他、次の通知による。 ・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和 56 年 8 月 29 日 食品第 855 号 衛生部長通知 ・食品表示法施行に伴う食品衛生関係行政処分等事務取扱要領及び食品事故等の公表に関するガイドラインの改正等について 平成 27 年 5 月 27 日 食品第 347 号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 2

法令名	食品衛生法
根拠条項	第55条
処分の概要	営業許可取消、営業禁止、停止
法令の定め	第55条 都道府県知事は、営業者が第6条、第9条、第10条、第11条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項若しくは第50条第3項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第52条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合、又は同条第3項の規定による条件に違反した場合においては、同条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。
処分基準	法令に定める他、次の通知による。 ・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知 ・食品表示法施行に伴う食品衛生関係行政処分等事務取扱要領及び食品事故等の公表に関するガイドラインの改正等について 平成27年5月27日 食品第347号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 3

法令名	食品衛生法
根拠条項	第56条
処分の概要	改善命令、営業許可取消、営業禁止、停止
法令の定め	第56条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第51条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第52条第1項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは、期間を定めて停止することができる。
処分基準	法令に定める他、次の通知による。 ・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知 ・食品表示法施行に伴う食品衛生関係行政処分等事務取扱要領及び食品事故等の公表に関するガイドラインの改正等について 平成27年5月27日 食品第347号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 4

法令名	食品衛生法
根拠条項	第62条第1項
処分の概要	おもちゃに係る営業禁止、停止等の準用
法令の定め	第62条 第6条、第8条、第10条、第11条第1項及び第2項、第16条から第20条まで、第25条から第56条まで及び第58条から第60条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第10条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。
処分基準	法令に定める他、次の通知による。 ・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知 ・食品表示法施行に伴う食品衛生関係行政処分等事務取扱要領及び食品事故等の公表に関するガイドラインの改正等について 平成27年5月27日 食品第347号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 5

法令名	食品衛生法
根拠条項	第62条第3項
処分の概要	営業以外の食品供与施設への営業の禁止、停止等の準用
法令の定め	第62条第3項 第15条から第18条まで、第25条第1項、第28条から第30条まで、第51条及び第54条から第56条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。
処分基準	法令に定める他、次の通知による。 ・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知 ・食品表示法施行に伴う食品衛生関係行政処分等事務取扱要領及び食品事故等の公表に関するガイドラインの改正等について 平成27年5月27日 食品第347号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 56

法令名	食品衛生法施行令
根拠条項	第18条
処分の概要	食品衛生管理者等養成施設の登録の取消し
法令の定め	食品衛生法施行令 (登録の取消し) 第十八条 都道府県知事は、登録養成施設が第十四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その登録を取り消すことができる。
審査基準	法令の定めによる
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</a>

No. 57

法令名	食品衛生法施行令
根拠条項	第28条、第29条、第30条
処分の概要	食品衛生管理者等講習会の適合命令、改善命令、登録取消し、業務の停止
法令の定め	<p>(適合命令)</p> <p>第二十八条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が法第四十九条の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するものでなくなつたと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、同条の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第三十条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第二十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。</p> <p>二 第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに第二十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。</p> <p>四 前二条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 不正の手段により法第四十八条第六項第四号の登録を受けたとき。</p>
審査基準	法令の定めによる
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</a>